

●論文（査読を経たもの）

戦後日本の文化協力と国益 ——「世界益」と「利他」概念の観点から

鈴木 勉

目次

1. 問題の所在
2. 文化協力政策言説の変遷
3. 「国益」の再考
4. 国際関係分析における「利他」概念の導入
5. 結びに代えて

キーワード

文化外交 (cultural diplomacy)
文化協力 (cultural cooperation)
国益 (national interest)
世界益 (global interest)
利他主義 (altruism)

●ARTICLE (REFEREED)

Public Diplomacy Through Cultural Cooperation and National Interest in Postwar Japan:
From the Perspectives of Global Interest and Altruism
by TSUTOMU SUZUKI

1. 問題の所在

戦後日本の文化外交は、国際社会に向かっていかなる価値観を示してきたのだろうか¹。文化外交とは、文化という人間の営み全般に関係し、日本という国家を構成する国民または市民の価値観を国際社会に提示ないしは共有してゆく過程であると言えることができる。そしてその価値観には、日本の認知度・好感度を高めて海外における親日家を増やして国際社会における日本のプレゼンス向上を目指してゆこうとする「国家益型」と、普遍的価値を創造して世界の文化・福祉に貢献することを目指してゆこうとする「世界益型」と大きく2類型があると考えられる。

本来その両者はすっきりと二分できるものではなく、時代や社会状況に応じてせめぎ合いながらある種のバランスの中でそれぞれが主張されてゆくということが理想ではあるが、現在は特に前者の「国家益型」が強化されている傾向にあると見受けられる。例えば、日本政府は安倍首相時代の2015年度から広報文化外交政策の中心的理念として「戦略的な対外発信」を導入し²、その目玉政策として「真に日本の『正しい姿』や多様な魅力の発信に向けて、海外の広報文化外交拠点」³として「ジャパン・ハウス」の運営を開始した⁴。政府がこうして「国家益型」価値観の追求を目的とした新たな施策を進める一方で、「国際貢献」や「国際協力」の名の下で重視してきた「世界益型」の文化外交政策が、少なくとも言説上は後景化しているように思われる。

そこにはどのような理由が存在するのだろうか。文化外交は外交の一手段であり、その究極の目的は「国益」の確保である。では「国益」を求めてゆく中で、なぜ「国

¹ 本稿は、鈴木勉「文化外交における『価値観』をめぐる一考察——戦後日本の国益概念の揺らぎを通して」(2023.11.11 日本国際政治学会 2023 年度研究大会 分科会「国際交流分科会 I」報告原稿)に大幅な改訂を加えたものである。なお同報告については 2023 年度青山学院大学アーリーイーグル研究支援制度の支援によって行われた。

² 外務省『外交青書 2015 年版』第 58 号。

³ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」(「骨太の方針」)内閣府ホームページ, 19 頁, 2024 年 12 月 13 日閲覧。

⁴ 日本政府直営の海外における広報文化発信拠点。2024 年 12 月時点で、ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロの 3 都市で運営している。

家益型」価値観の追求が優勢となり、「世界益型」価値観の追求が劣勢となっていたのか。そこには1990年代初頭より日本経済が衰退したこと以上に、より根源的な理由があるのではないかと筆者はその主な理由の一つとして、文化外交における政策言説の中で、この「世界益型」価値観というものが「国益」議論の中で明確に位置付けられてこなかったことにあるのではないかと考えている。他方で、学術研究においては後述する通り「国益」を巡る議論に曖昧性や偏りを内包してきた。その結果、学術サイドから「世界益型」価値観を「国益」の中に位置付けた上で、そうした理念に基づいて文化外交政策立案に対して影響を与えてゆくことができなかったのではないかと考えている。

そこで本稿では、まず筆者が「世界益型」の文化外交政策として最適な事例となり得ると考える「文化協力」に焦点を当て、戦後日本の文化外交政策言説について「利他性」に注目しつつ検証を行う。「利他」という概念は、「世界益型」価値観を検討するために重要な視点を提供するとと思われるからである。それをふまえて、なぜ「世界益型」の文化外交政策が後退したのか、その原因を探るため、日本における「国益」をめぐるこれまでの議論を検証することで、「国益」議論において不十分であったと思われる観点を提示する。そして「国益」概念をより多層な価値の体系として捉え直し、あらためて「利他性」という概念を導入する。以上を踏まえながら、狭義の「国益」概念を超えた「世界益型」国益の観点から⁵、日本の文化外交政策を検討するための新たな視点を提供したい。

2. 文化協力政策言説の変遷

(1) 「文化協力」の定義

「文化協力」を簡潔に定義すれば、ある国から他国への文化的な働きかけによって、他国文化の維持・繁栄・発展に寄与することとしよう⁶。一例を挙げると、他国の有形・無形文化財の記録・修復・保存・活用について専門的知見に基づいて協力したり当該

⁵ 小原は『国益と外交』（日本経済新聞出版社、2007年）の中で、「国益」に近接する概念として「国際益」（国家より広い国際社会の利益）と「世界益」を提示しているが、論点によって「国益」と「世界益」を対峙させる場合もあれば、「開かれた国益」という概念の中で「世界益」を「国益」の「延長線上に見えてくる」として包摂させる可能性も暗示している（102頁）。筆者の立場は「国益」と「世界益」は対峙する概念ではなく、前者は後者を包摂する概念として捉えている。

⁶ 「文化協力」の定義についてより広い意味で用いられる場合もある。例えば日本政府が多くの国と締結している二国間「文化協力協定」では、人的交流や教育交流など対等な交流を含めた文化交流に近い広い概念として使用している。

分野の人材育成を行うことなどである。英語で cultural cooperation と訳することが多いが, cooperation について『オックスフォード現代英英辞典』(オックスフォード大学出版局編, 2020 年)では willingness to be helpful and do as you are asked とある通り, 単に行為をともにするというにとどまらず, 他者の何らかの利益になるように働きかけを行うという社会性・倫理性が示唆されている。

(2) 文化協力の成立・前景化・後景化

文化協力に関する政策言説については既に筆者が別稿で論じたように⁷, 1950 年代より多くの場合は経済協力の補填, 特に 1960 年代以降アジア地域に日本の経済進出が盛んになった時代に相手国から経済侵略と批判されないための「隠れ蓑」としての施策として導入, 議論されてきた。しかし 1970 年代における福田外相及び同首相の時代, 1970 年代末の大平首相の時代, そして 1980 年代後半の竹下首相の時代にそれぞれ公的な言説空間において前景で語られるようになった。時代順に“心と心の触れ合い”を唱えた「福田ドクトリン」, “脱経済”を唱えた「文化の時代」, “国際貢献”としての「国際協力構想」といった理念を提示したが, バブル経済の崩壊とともに後景に退いていった。以下では, これら三つの時代における文化協力と利他性に関連した言説に焦点を当てて簡単に紹介する。

戦後日本の文化外交史の中で, この「利他性」をめぐる一大転機, そして現在まで続く文化外交の大きな柱の一つが 1972 年の国際交流基金設立であろう。福永は『第二の「戦後」の形成過程 1970 年代日本の政治的・外交的再編』の中で, 1970 年代を「戦後日本の骨格をなす日本国憲法体制と日米安全保障体制の二つをあらためて読み込みとらえなおす過程」ととらえ, 「このとき語られた国家像が, 平和国家, 文化国家, 福祉国家であった」⁸とした。同基金設立に中心的役割を果たした福田外相の構想は「心と心の触れ合い」によって「世界の平和と繁栄にわが国が尽くす」という利他的行動を含めた理念であり, そのために「文化を中心に」「わが国と世界各国との間の交流, 理解を実現しよう」と訴えた。しかし同基金設立の背景には, 日本が 1960 年代末に西側諸国 2 位の経済大国となり日本企業が急速に進出した東南アジア諸国で「経済侵略」との声が生まれ, それに対する日本人の恐怖心があったことを忘れてはならない。

⁷ 詳細については拙稿を参照。鈴木勉「戦後日本の文化外交における『文化協力』言説の変遷とその課題」『インターカルチュラル』第 22 号 (2024 年 3 月)。

⁸ 福永文夫編『第二の「戦後」の形成過程——1970 年代日本の政治的・外交的再編』(有斐閣, 2015 年), ii 頁。

1977年に発表された東南アジア外交3原則、いわゆる「福田ドクトリン」の理念を具体化するために「利他性」を体现する施策が検討され、その結実としてASEAN文化基金（ASEAN域内の文化交流に日本が50億円の資金を拠出するスキーム）が創設された。それは日本の文化協力政策において画期となった。1978年10月6日付の読売新聞では「文化外交と真剣な取り組みを」と題し、「第三世界諸国との間では、文化外交の新しい方式として、相手国の文化・教育水準を引き上げるための『協力』を拡充する必要がある。（中略）政府は従来の経済協力にまさるとも劣らぬ重要性を持った優先政策として、この『文化協力』を真剣に取り上げていくべきである」（下線筆者）と説かれた。しかし同政策の底流にはやはり経済進出に対する批判への恐れ、その隠れ蓑としての文化協力という基調が流れていた。

それに続く1970年代末の大平政権による「文化の時代、国際化の時代」は、「平和国家・文化国家」といった理念を重要な外交理念として明確に位置づけてゆく好機でもあった。大平の死後、1980年に政策研究会の成果として『文化の時代研究グループ 報告書』（議長：山本七平）として発表されたが、経済協力補填としての文化協力について、「『焦眉の急』を要する仕事とはいっても、もちろん単なる経済摩擦への応急手当てのようなものであってはならない」⁹と、1970年代を通じて日本人の心を支配していた「エコノミック・アニマル」恐怖症からの解放に文化を利用してはならないと戒めた。さらに同報告書では文化協力について、「それらの国々は、経済・社会開発と並んで自国の文化の発展と国民の文化活動の活発化を急いでいる。（中略）開発途上国が自らの手で固有の文化の活性化を遂げられるよう、各種の文化的インフラストラクチャーの整備、文化的専門家の養成などに対し、物的、技術的、人的、資金的援助を、今後とも拡充してゆく必要がある」¹⁰と述べている。

ここでは経済発展を成し遂げた日本が、国家の責務として開発途上国に対する文化協力に取り組む必要性について説かれている。日本が近代国家形成過程で直面した経験を自ら見つめ直し、その経験をふまえて他国へ関与してゆく姿勢を示したものであり、国主導による政策文書の中で文化協力の意義について明確にしたものと言える。

1980年代は日本経済の国際化が進み個人の海外旅行が飛躍的に増大し、また日本各地で新来外国人が増加した。こうしたことなどを背景に、国際貢献や文化外交が政策言説のアーリーナや実際に文化外交を担う現場、さらには主要新聞などメディアにお

⁹ 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室『文化の時代研究グループ 報告書』（1980年）、68頁。

¹⁰ 同前書、82頁。

いても前景化した。そのピークは竹下首相によって提唱された「国際協力構想」である。同構想は1988年5月の「ロンドン・スピーチ」で公表されたが、それ以前に竹下は衆議院予算委員会で、戦勝国から受けた多大な無償援助のおかげで日本は経済復興したので今度は日本に国際貢献の責務があると語った。さらにこの答弁では「文化協力を含む知的協力」を「経済協力そして技術協力、その上の」¹¹（下線筆者）と述べた。文化協力が経済協力補填の文脈から抜け出して、文化協力そのものの価値を国際社会に向かって発信してゆく意図、他者があってこそ自己が生かされるという「利他的」な価値観を外交政策立案の根底として国際社会に発信してゆく意図があったことを示している。そして、竹下のスピーチに前後して、外務省や文化庁、国際交流基金など政府や公的機関では文化協力を通じた国際貢献のための新たな施策が新設されてゆくことになる¹²。経済協力補填の立場に甘んじていた文化協力を支える理念がいまや堂々と前景に登場し、日本が国際社会の中で「利他的行動」でリーダーシップを発揮するという段階にまで昇華していった。

ところが、1990年代になるとバブル景気が崩壊してその後急速な景気後退局面が訪れて、国際関係では湾岸戦争とカンボジア和平への関与、特にPKO派遣という大きな変革期を経て、日本を取り巻く国際環境が一変した。新たな国際社会の重要課題への応答過程の中で日本外交の政策志向は変化し、外交政策の中で文化協力は施策実施のための説得力を失い、優先度が低下するとともに、華やかな外交の表舞台からは消えてゆく。

前述の『文化の時代研究グループ 報告書』の提言は、1990年代末小渕政権時代に設置された『『21世紀日本の構想』懇談会』において先行研究として参照され極めて質が高く卓越した「知的営為」として評価された。ところが一方で、「時代背景としては、当時是一種の高揚感があった。しかし、現在は自信喪失感であり、相当な隔たりがある。（中略）同研究会では、経済が成熟してきたので、いよいよその上に文化の時代を築くとの発想だったが、実際にもたらされたのはバブル経済であった」¹³

¹¹ 「第112回国会衆議院予算委員会議録第6号」（1988年2月5日）。

¹² 外務省に国際文化協力室が設置され1990年からユネスコ文化遺産保存日本信託基金を設けてアンコール遺跡の修復事業が開始された。文化庁では「文化による国際協力」が本格化し、アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力、アジア諸国博物館・美術館研究協力事業、紙の修復保存国際研修などが開始された。さらに国際協力事業団が文化財修復整備技術コースを開始（1992年）し、東京国立文化財研究所に国際文化財保存修復協力室が設置された（1993年）。国際交流基金では1989年に「文化協力プログラム」を新たに開設し、文化協力及び文化遺産保存分野の専門家長期派遣事業がスタートした。

と総括された。1980年代初頭において高らかに宣言された言説が、わずか20年という時を経て振り返って眺めれば「一種の高揚感」の中のできごととされ、「相当な隔たり」という失望にも似た記憶の中にうずもれてしまうことになる。

では、なぜ「利他」の理念に支えられた「世界益型」の文化外交政策が、少なくとも言説上は後景化してしまったのか。筆者は政府内部における政策立案過程における優先度の問題だけではなく、文化外交史における「世界益型」施策の評価が不十分なこと、さらには学術研究における「国益」概念に関する議論そのものに課題があるのではないかと考えている。次章では日本における「国益」をめぐる議論の変遷とその課題を検討してゆく。

3. 「国益」の再考

(1) 国益概念の揺らぎ

フランケルの *National Interest* の初版¹⁴が1970年に英国で出版され、その翻訳は河合秀和によって『国益』というタイトルで1973年に出版された。今から約50年前のことである。その「あとがき」で河合は以下のように述べた。

原題の「ナショナル・インタレスト」は、本文にもあるように「国民的利益」とも「国家的利益」とも訳すことができるが、訳書の表題には最近になって日本でひろく用いられるようになった「国益」をあて、本文の中では「国家的利益」とすることにした。しかし、われわれ日本人の読者としては、そもそも「ナショナル・インタレスト」という一語が日本語では二通りに訳せるという事実をまず問題として取り上げねばならない。(中略) 国家を国民の意思によって形成していく歴史においてはきわめて不十分であったわが国においては、言葉の上でも実質についても、国家の利益は時として国民の利益と対立するものとして現れてくる。¹⁵

この「国益」の「国（ナショナル）」に含意された二重性に関する問題は、そのまま一つの曖昧性として現在に至るまで存在し続けている。しかし「国益」という言葉に

¹³ 「21世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある——自立と協治で築く新世紀』（2000年1月）。

¹⁴ Joseph Frankel, *National Interest* (Pall Mall Press, 1970)。

¹⁵ J. フランケル『国益』河合秀和訳（福村出版、1973年）、200頁。

はもう一つの曖昧性が内包されているが、これまであまり議論されることがなかった。本稿ではその点について検討してみたい。

そのもう一つとは、「国益」の「益」、河合の「あとがき」で留保なしに「利益」と訳された部分である。「国益」概念の淵源については大山の研究が詳しいが、同研究の中で浮かび上がった問題として「“interest” = 『利益』という翻訳／解釈の再考」を挙げ、「わずかな例外を除いて自明視されてきた定訳であるが、『利益』という訳語が national interest 概念と経済的損得の結びつきを強めてきたように見える」と指摘している¹⁶。

「国益」には様々な定義が試みられているが、「日本にとって、その生存を確保するために最も重要な利益」¹⁷とあるように、やはり「利益」と捉えるのが一般的であろう。小原の『国益と外交』の中でも「国益とは行政機構の集合体としての国家の利益なのか、それとも国家を構成する国民の利益なのかが問われる」¹⁸として、50年前に河合が提示した問題点を繰り返し述べているが、「利益」についてはその語を用いることに疑念がないように見受けられる。しかし国家にとって、またはそれを構成する国民にとって、根本的に重要なのは「利益」なのであろうか。国民主権の時代であって、国家利益追求にまさる理念はないのであろうか。

再びフランケルに戻るが、「全ての国家はそれぞれの価値体系（value system）に従って、何らかのインタレストを死活的なものとする」¹⁹が、「政治議論の合理性は一般に見せかけだけのものであり」、「国家的インタレストについての決定の主要な領域である価値の間の優先順位の選択にとっては、そのような合理的な尺度は存在していない」²⁰と説く。「国益」は恣意的にならざるを得ないということを説いているが²¹、本稿でより重視したいのは、national interest（以下 NI）は国家ないしは国民の「価値の間の優先順位の選択」、換言すれば価値の体系（value system）であるということである。

そう考えると、高坂正堯が『国際政治——恐怖と希望』の中で、「国家は力の体系

¹⁶ 大山貴稔「戦後日本における『国益』概念の淵源——national interest をめぐる翻訳論的考察」『国際安全保障』第46巻第3号（2018年12月）、126頁。

¹⁷ 兼原信克「国家、国益、価値と外交・安全保障」谷内正太郎編『日本の外交と安全保障』（ウェッジ、2011年）、23頁。

¹⁸ 小原雅博『国益と外交』（日本経済新聞出版社、2007年）、17頁。

¹⁹ 前掲、J. フランケル『国益』河合秀和訳、90頁。翻訳では利益であるが、利益と訳すと本意を誤るのでインタレストを用いる。Frankel, *National Interest*, 73-74.

²⁰ 同前書、117頁。

であり利益の体系であると同時に価値の体系でもある」²²と述べているように厳密には「国家は力の体系であり利益の体系」でもあり、それ以上に、“力”や“利益”を含めた価値の間の優先順位、すなわち価値の体系であるという解釈が可能なのではないだろうか。

しかしながらNIを「国益」と訳し、その益の部分で「利益」と解釈することで、国益議論に狭隘性が生じてしまったのではないかと考えられる。本稿では、一度そのインタレストを「益」という訳語から解放し、もう一度「価値の体系」として捉え直してみたい。そのため、国益概念の淵源と成立について、「利益」と「価値観」といった観点、特に「道徳」との関係から改めて整理をする。なぜならば一般的に理解されている「国家的利益」と「道徳」は「価値の体系」の中で時として対立する場合があるが、日本における「国益」をめぐる議論の中でこの「道徳」という価値観がどのように扱われてきたかを概観することで、これまでの「国益」議論における課題をあぶり出すことができると考えたからである。

(2) 「国益」の淵源

近世経済史家の藤田は『国益思想の系譜と展開』の中で、「国益」は徳川期日本における固有の用語であり概念で、その由来は明確に経済概念であるとした上で、「経済概念として登場した国益が、どのような経路を辿り経営理念となり、その果てには殆ど忘れ去られ一旦は死語となり、そして再び1960年代に今度は舶来のnational interestの翻訳語として政治概念を内包する記号として登場することになったのかは、究明してしかなるべき主題となり得る」²³と述べる。藤田によれば「国益」は近世中期の宝暦～天明期に藩経済自立の思想をあらわす経済概念として登場し、その後特に地方の藩財政の自立を求める動きとともに展開されてゆく。しかし明治期になって欧米経済学の導入によって経済概念としての生命を終えるのだが、“再登場”の経緯については同書では説明していない。

しかし筆者がその由来と展開以上に注目するのは、この「国益」の経済思想が、そ

²¹ なお、クラズナーは「国益」を「国家における政策決定者の政策選好であり、一定時間継続する一般的な社会的目的に関連し、一貫した優先順位を有する政策目的」と定義して、「特定の個人、集団、階級の利益と関係しない」とした。Stephen D. Krasner, *Defending the National Interest* (Princeton University Press, 1976), 35.

²² 高坂正堯『国際政治——恐怖と希望』（中央公論新社、2019年、初版1966年）、18頁。

²³ 藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開 徳川期から明治期への歩み』（清文堂、1998年）、295頁。

れまでの「経済＝道德」思想の対抗軸として現出したことである。儒学的思考形式に裏打ちされた統治理念、国主が困窮した民へ与える「御救」という経済政策は、富自体の量的拡大を生み出さない「経済＝道德」思想であったが、新たに現れた「国益（藩益）」の理念は、「君主の道德的行為とは必ずしも一致せず、藩国経済の自立化」²⁴、そして富の拡大を志向した。つまり江戸中期まで遡る「国益」という言葉の淵源には、利益と利益を超えた異なる価値である道德とのせめぎあいがそもそも内包されていたという点に留意したい。

(3) 「国益」前史

NI を初めて日本語文献で詳しく紹介したのは筆者のこれまでの調査では鈴木成高であり、モーゲンソーの *In Defense of the National Interest, A Critical Examination of American Foreign Policy* (1951) の翻訳『世界政治と国家理性』²⁵であろう。国際関係論の成立に尽力した川田侃の『国際関係概論』²⁶においても NI の先行書籍・研究で同書を紹介していることからわかる。

鈴木の場合は、米国経由で NI が紹介される以前、「西田（幾多郎）とその影響圏の人々（鈴木を含めた“京都学派四天王”など）は、ランケや彼を再評価したドイツのフリードリヒ・マイネッケの文章に取り組み」²⁷と指摘されている通り、戦前にはすでにマイネッケの「Staatsrason = 国家理性」概念を受け入れていた。周知の通りこの言葉の起源は 16 世紀イタリアで使われ始めた *ragione di Stato* で、時代の変遷と地政学的背景によって少しずつニュアンスを異にして継承されてきた概念であるが、ここではその詳細には立ち入らない。さしあたり戦前のマイネッケに関する理解で重要と思われるのは鈴木の子である西田のそれである。ジョバンニ・ボッテロ『国家理性論』の翻訳者である石黒によれば、「論考『国家理由の問題』の主題は、その冒頭に『国家理由 Staatsrason の内に含まれたる創造性を認めると共に、その破壊的要素を排除しようとした』ボダンの企図に触れているように、国家理性をいかに倫理化するかという点に存した」²⁸とあり、倫理性・道德性が強調されている。

²⁴ 同前書、3 頁。

²⁵ モーゲンソー『世界政治と国家理性』鈴木成高訳（創文社、1954 年）。

²⁶ 川田侃『国際関係概論』（東京大学出版会、1958 年）、44 頁。なお川田自身は“ナショナル・インテレスト”という言葉を用いている。

²⁷ 吉川弘晃『『世界史』をめぐる闘争——西洋史家・鈴木成高の『近代の超克』とその方法としての『西洋』』『Antitled』vol.2（Antitled 友の会、2023 年）、67 頁。

戦前の日本で西田らにより紹介された国家理性論であるが、そもそもマイネッケの議論における国益と道徳との関係はどのように解釈されているのか、高橋の「〈国家理性再考〉—権力と道徳という問題領域から—」を参照してみよう。マイネッケは『近代史における国家理性の理念』の中で国家理性を国家行動の基本原則であると定義したが²⁹、「権力衝動という原初的力に従う自然的側面ばかりではなく、国家の目的・理念といった価値的側面をも同時に持ち、その両極から規定されるものと捉えており」³⁰として国家の暴力に対する道徳的感覚という点を強調した。

再び鈴木に戻ると、戦前にこの西田の薫陶を受けて Staatsrason を受容したのだが、戦後になって米国における国際関係論の勃興という動向を受けて NI 概念に接するようになる。日本において Staatsrason と NI の交わる場所に立つ研究者の一人が鈴木であるといえる。そのためもあってか「訳者のことば」の中で述べている通り鈴木は、NI の訳をタイトルとしては「国家理性」（モーゲンソー本人が同書で Staatsrason と NI は同義と述べている）、本文では「国家的利益」とかなり変則的な翻訳をしている。

原著の表題となっているナショナル・インテレストという言葉は、モーゲンソーのような立場から出てくる特別な意味をもった概念であることが銘記せられなければならない。（中略）訳出に際しては、「国家理性」という言葉が日本語として慣用的でなく生硬であるのみならず、意味の上においても訳し過ぎとなる場合が多く（中略）national interest は無難な道をえらんで、もっとも平凡に「国家的利益」という言葉で訳出しておいた。しかし、読者はこの言葉の含蓄する理論的な奥行を読みとっていただきたいと思う。³¹

1950年代半ばに鈴木が指摘した「この言葉の含蓄する理論的な奥行」、そして「国家的理性」と「国家的利益」の訳語の間にある含意への留意が1960年代以降も継承されたのであろうか。もしくは日本の経済回復に従って「国家的利益」が前面に語られる時代へ転換してゆく過程で忘却されてしまったのか。本稿を通してその一端を検

²⁸ 石黒盛久「前期近代日本におけるマキアヴェッリ受容——西田幾多郎と『国家理由の問題』」『金沢大学歴史言語文化学系論集史学・考古学篇』（2017年3月）、20頁。

²⁹ フリードリッヒ・マイネッケ著『近代史における国家理性の理念』岸田達也訳（中央公論新社、2016年）。

³⁰ 高橋愛子「〈国家理性再考〉——権力と道徳という問題領域から」『社会科学ジャーナル』第48号（2002年）、65頁。

³¹ 前掲、モーゲンソー『世界政治と国家理性』鈴木成高訳、249頁。

討してゆく³²。

(4) NI から「国益」へ

先述した藤田が述べるところの「再び1960年代に今度は舶来の national interest の翻訳語として政治概念を内包する記号として登場する」経緯は大山の論文に詳しい³³。1950年代より学術界での受容がNI＝国家的利益のかたちで始まっていたが、1964年前後になり「国益」という言葉が国会論戦の中で定着していった。それを受けて学界でも「国益」という言葉が用いられるようになり、大島による「モーゲンソーのナショナル・インタレスト理論の諸問題」³⁴などを経て、先に紹介したフランケルの *National Interest* が『国益』として出版されたのが1973年である。さらにモーゲンソーの主著である *Politics among Nations: the Struggle for Power and Peace* (1954) 第二版は『国際政治——権力と平和』³⁵として1986年に翻訳出版され、その中で原彬久はNIを「国益」と訳した。因みにこの翻訳書には複数の翻訳者がおり、他の翻訳者による章ではカタカナでナショナル・インタレストと記されている。この時点でもNIの翻訳についての揺れが確認できる。

国益概念の“再登場”とNIの翻訳という経緯は概ね上述の通りである。モーゲンソーの主張とその解釈や批判、そしてその批判への応戦といった議論については膨大な蓄積があるのでここでは触れないが、モーゲンソー自身がNIを価値の体系としてどのように捉えていたのか、特に「国益」と道徳との関係についてどう捉えていたのだろうか。宮下は『ハンス・J・モーゲンソーの国際政治思想』の中で、モーゲンソーの「国際政治思想をリアリズムとして理解することが誤りであることを明らかにするとともに、新しいモーゲンソー像を提起」³⁶している。そこでは「国家は国益を追求

³² 戦後初期における「国家理性」の理解で道徳との関係で言えば丸山真男の論考も参考になる。丸山は日本の国家理性の礎の一つに儒教的世界観を見て、「広く国際道徳の存在、国際信義を守らねばならぬ所以は、宇宙において支配している条理が同時に人間社会に道として妥当しているという儒教的自然法観念を濾過することによって内面的根拠を得た」と記している（『近代日本思想史における国家理性の問題』『丸山真男集第4巻』（岩波書店、1997年）、12頁、初出は『展望』1949年1月号、筑摩書房）。

³³ 前掲、大山貴稔「戦後日本における『国益』概念の淵源——national interest をめぐる翻訳論的考察」。

³⁴ 大島英樹「モーゲンソーのナショナル・インタレスト理論の諸問題」『国際政治』第36号（1968年）。

³⁵ モーゲンソー『国際政治——権力と平和』現代平和研究会訳（福村出版、2008年、初版1998年）。

するべきであると説いたのは、それが国際政治の現実であるからではなく、道徳秩序の再建に結びつくと考えたからなのである」³⁷として、道徳原理追求のためにNIを唱えたとの解釈を提示した。「国益」と道徳は対立するものではなく、包摂するものであるという解釈である。「国益」を生存を確保するために最も重要な利益にとらえ、主に権力の追及という観点から構築してきた戦後の国際政治理論に大きな影響を与えてきたモーゲンソー理解さえも、このように別の視点が提示されている。

こうしてStaatsrasonやNIの受容、そしてNIの翻訳である「国益」の議論を概観して気づかされることは、StaatsrasonやNIには国家的利益と道徳との関係に関する議論が本来含蓄されてきたということである。さて、日本ではそれに関連した議論がどのように深められていったのであろうか。

例えば戦後国際政治学に価値観の議論を導入した点で高坂の貢献は大きいと言われるが、大山が指摘する通り彼が唱えた国益における価値とは主として経済的な価値であったのではないか。そのため『海洋国家日本の構想』³⁸では「『経済的価値を越えた利益の視点を十分に提示』できておらず、『日本人のナショナリズムを昇華するには不足であった』と後に批判されることになる」³⁹。またNI理論の“精緻化”を目指した大畠は、「ナショナル・インタレストが『国際的な人類共通の利益と合致すべきである』、『排他的であまりに利己的なものであってはならない』（中略）というような一般的な形で形而上学的にこの問題を処理しようという立場をとることに、依然として、積極的にも楽観的にもなりえない」⁴⁰と吐露している。その理由として考えられることは、大畠が別の論稿で述べている通り「ナショナル・インタレスト概念自体についての疑念」であり、「ナショナル・インタレストというような国家的ないしは国民的な最良の価値なるものが果たして存在しうるかについて、現段階では必ずしも確信的ではない」⁴¹という考えから生じたものであろう。価値観の議論を導入したと言われる高坂、NIの理論的構築に貢献したと言われる大畠でさえ、道徳や価値観

³⁶ 宮下豊『ハンス・J・モーゲンソーの国際政治思想』（大学教育出版、2012年）、1頁。

³⁷ 同前書、14頁。

³⁸ 高坂正堯『海洋国家日本の構想』（中央公論新社、2008年、初版1964年）。

³⁹ 前掲、大山貴稔「戦後日本における『国益』概念の淵源——national interestをめぐる翻訳論的考察」、121頁。

⁴⁰ 大畠英樹「ナショナル・インタレスト概念の再構築——「精緻化」についての試論」『現代国際政治のダイナミクス』（早稲田大学出版部、1989年）、64頁。

⁴¹ 大畠英樹「ナショナル・インタレスト概念の再検討——対外政策三過程モデルについての試論」『早稲田社会科学研究』（早稲田大学社会科学学会、1977年）、88頁。

との関係では十分な視点を提供していないと思われる。

(5) コンストラクティヴィズムの影響

日本国際政治学会刊行の『国際政治』の中ではどのように価値観の問題が扱われてきたのだろうか。注目すべきは、2000年代になって大きな展開がみられることである。その背景には、欧米の学界では冷戦期の国際政治理論への反省から1990年代になってコンストラクティヴィズムが活況を呈するようになったことがある。NIとの関連においては、代表的なコンストラクティヴィストであるフィネモアは*National Interest in International Society*の中で、国家の利益 (state interest) と行動を理解するために、パワーではなく国際的な構造の意味やその社会的価値を精査することの必要性を説いた⁴²。コンストラクティヴィズムにおいては、アクターの行動は力や利害関係によって決まるのではなく、理念、アイデンティティ、規範といった非物質的・観念的要因によって決定されるということであるが、その影響を受けて2000年の第124号で「国際政治理論の再構築」という特集が組まれてコンストラクティヴィズムが改めて紹介された。

さらに2005年の第143号では、その議論を受けて「規範と国際政治理論」という特集が組まれた。その巻頭論文で納家は、近年になって規範論が盛んになってきたが「国際関係論で規範、道義、正義を扱うことには、固有の難しさがある」との認識を示した。その上で、「第二次世界大戦に前後して発展の緒についての国際政治学は、初期の自由主義的な見方を批判して『力関係』の重要性を強調し、そこには『道義（規範）の入る余地』が著しく狭く、過度に『規範や価値を追求』することは国際政治に緊張を招くことを強調して出発したからである」⁴³として、なぜ国際政治と道義規範を水と油のようにとらえる見方が定着してしまったかについて批判的検証を行っている。なお同号では債務救済や国際開発協力をテーマにホフマンなどが説いた「配分的正義の諸問題」や、人間の安全保障などについても取り上げられた。

こうした議論における特徴の一つとして、日本の場合は「規範論」に収斂していったのではないと思われる。それは石田が「コンストラクティヴィズムによると、国家にせよ国際システムにせよ、いずれも規範によって構成された実践であり」⁴⁴と記述したり、大矢根がコンストラクティヴィズムについて「国際構造を国際規範として

⁴² Martha Finnemore, *National Interest in International Society* (Cornell University Press, 1996).

⁴³ 納家政嗣「序文 国際政治学と規範研究」『国際政治』第143号（2005年11月）、3頁。

とらえるのも特徴」⁴⁵と記していることからもうかがえる。その後『国際政治』ではこの規範論について特集することはなかったが、それに関連する論文は散見される。では、「規範論」と「道徳」との関係はどうなっているのだろうか。

「規範」についてはフィネモアによる定義「共同体において、適切であると受け入れられた行為をめぐる、共通の期待」⁴⁶があるが、道徳や倫理も規範の一種である。しかし日本の場合はこの規範の中でも「国際規範」という、ある特定の国際関係の中で成立する、または生成される「共通の期待」、例示をすれば国際機関といったシステムや人間の安全保障といったアイディアに収斂していったのではないかと考えられる。そして道徳といったより普遍的な人間の本性に根ざすような価値観や理念については「道義（規範）の入る余地が著しく狭い」⁴⁷状況の中で主要なテーマとして扱われてこなかった可能性がある。その理由として筆者が考えることは、「道徳」の議論をすると結局はリアリズム／リベラリズム二元論に絡めとられてしまうこと⁴⁸、そして、そもそも絶対的・普遍的価値が失われた近代以降の世界において、道徳を強調しすぎることはある一つの当為命題を恣意的に主張するに過ぎないという警戒がある⁴⁹。また、これは戦後日本における特有な文脈であるが、戦前、道徳を含む価値観を包摂したかたちで歴史（世界史）や哲学（近代の超克）と近接して国際関係が論じられ、結果として「覇権主義的な地域主義論」や「広域秩序論」を下支えし⁵⁰、主戦論の理論的支柱となったことへの反省とトラウマがあるのではないかと推測される⁵¹。

以上、「国益」をめぐる議論の変遷とその課題を検討したが、それでは「道徳」と

⁴⁴ 石田淳「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」『国際政治』第124号（2000年5月）、15頁。

⁴⁵ 大矢根聡『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（有斐閣、2013年）、5頁。

⁴⁶ Finnemore, *National Interest in International Society*, 22.

⁴⁷ 前掲、納家政嗣「序文 国際政治学と規範研究」、3頁。

⁴⁸ 従来の国際政治学における議論はリアリズムとリベラリズムの対立軸の中で語られることが主流であったが、道徳についてはリベラリズムにより親和性があるものの、リアリズムにおいても決して無視しているわけでないという議論もあり、対立軸が曖昧になることで堂々巡りの議論に陥ることがしばしば起こる。

⁴⁹ ロールズの『正義論』（1971）の刊行以来グローバル正義論は非常に活発な議論を展開しているが、「そこでは何かを求めれば、別の何かが失われる」という国際政治上の構造的な問題が存在すると言われている（松元雅和「国際政治哲学はいかなる『理想』を語りうるか」『国際関係論のアポリア』（晃洋書房、2021年）、23頁）。

⁵⁰ 酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』（岩波書店、2007年）、8頁。

いう切り口ではなく、「国際関係を国家間の力や利益をめぐる取引やゲームを超えてもっと人間的なものにできるのではないか」⁵²という問いに答えるにはどのような視点が存在するのか、改めて「利他」概念の導入について次章で検討してみたい。

4. 国際関係分析における「利他」概念の導入

(1) 国際関係と利他

ブルは『国際社会論——アナーキカル・ソサイエティ』⁵³で、主権国家は権力政治に終始するのではなく、国家間で共有される特定の価値や規範を共同して実現しようとしている社会的な存在であると描いているが、国家間の関係である国際関係が一種の「社会」であるならば、我々の社会を根本から支えるメカニズムがこの国際関係に一定の「共存のルール」(ブル)を与える鍵となりうる。その一つとして「利他」という概念の導入を提起したい。

利他については、人類学、生物学(進化論)、心理学、社会学、経済・経営学、哲学など様々な分野で研究が進んでいる⁵⁴。定義についても様々あるが、社会心理学者のダニエル・バトソンは「利他的行動」とは「愛他的感情(かわいそうなど)に基づき、他者からの報酬や賞賛(見返り)を求めない行動」としている。また自然人類学者の小田は「自分が損をして相手を助ける。または自分の適応度を下げて相手の適応度を上げる行動」としている。この場合の適応度とは適者生存という文脈における適応度だが、進化論では利他的行動は相手が血縁関係にあれば自分の遺伝子が残っていく可能性を高めると説明される(ハミルトンの法則)。また血縁関係でない場合は「互恵的利他行動」(お互い様の精神)といってロバート・トリヴァースらが提唱している。この「互

⁵¹ 戦中の京都学派が「道德的エネルギー」によって西洋に代わって日本が覇権を持つことを「世界史的使命」と語った様子は清水耕介「京都学派哲学者の第二世代の言説における多元主義的アポリア」『国際関係論のアポリア』(晃洋書房, 2021年)を参照。

⁵² 前掲、納家政嗣「序文 国際政治学と規範研究」, 5頁。

⁵³ ヘドリー・ブル, 白杵英一訳『国際社会論——アナーキカル・ソサイエティ』(岩波書店, 2000年)。

⁵⁴ 本稿を執筆するにあたり筆者はさしあたり以下の文献を参照した。自然人類学では小田亮『利他学』(新潮社, 2011年), 社会心理学ではC.ダニエル・バトソン, 菊池章夫・二宮克美訳『利他性の人間学 実験社会心理学からの回答』(新曜社, 2012年), 真島理恵『利他行動を支えるしくみ——「情けは人のためならず」はいかにして成り立つか』(ミネルヴァ書房, 2010年), 社会学では吉野浩司『利他主義社会学の創造 P.A. ソローキン最後の挑戦』(昭和堂, 2020年), 進化生物学ではロバート・トリヴァース, 中嶋康裕・福井康雄・原田泰志訳『生物の社会進化』(産業図書, 1991年)。

恵的利他行動」がなければ人間社会は血縁集団を越えるような大規模な集団・社会を形成することはできないと言われている。ただしこの理論の難点は裏切り者問題と言われるもので、互恵的利他主義が成り立つためには裏切り者を防がなくてはいいないが、閉鎖的集団と異なりオープンな集団の場合には何が裏切り行為で誰が裏切ったのかを立証することが困難で、国家や国際社会に適用できるかという課題は残る。しかし本論はオープンな大規模集団における「互恵的利他行動」の成立を立証することを目的とするものではないので⁵⁵、この「互恵的利他行動」というものが国益とどう関係するのかに焦点を当てて考察を進めたい。

「互恵的利他行動」と言っても直接的なお返しがある場合もあれば、「情けは人のためならず」の教えのように、助けてあげた相手から直接ではなく全く別の人から間接的にのお返しがある場合もあり、それは「間接的互恵」と言われる⁵⁶。「評判」が代表例で、この「間接的互恵」こそが、国際関係や国益を検討する際に重要な視点を提供すると考えられる。最近の社会心理学における研究では、「他者に対して利他的に振る舞うという行動傾向は、利他的に振る舞うことが結果的に行為者自身に利益をもたらすために備わった適応の産物である」⁵⁷という知見を提供している⁵⁸。そこでこうした理論を援用すれば、ある国家が「他者があってこそ自己が生かされる」という利他的な理念を包含する行動を取ることで、めぐりめぐってその国家に対する信頼性を高めることに貢献するという仮説が成立する。換言すれば、国際関係においても「間接的互恵」に基づく利他行動が成り立つということが考えられる。

直接にせよ間接にせよ、この互恵的行動が伴わなければ人間は大規模な社会を維持してゆけないのだとしたら、「間接的互恵」というメカニズムまたは「共存のルール」が、国家における価値体系、つまり従来言われているところの「国益」を改めて検討する上で重要な指針を示しているのではないかと考える。

では国際関係をめぐる日本の言説アリーナの中で、「利他」というキー概念を用い

⁵⁵ さらに、そもそも何故人間は「他者に対して利他的に振る舞うべきである」という価値観を共有して備えているかという根本的な問いに対して答えるものではない。

⁵⁶ 河野太郎は外相時代に様々な機会をとらえてODAを支える理念として「情けは人のためならず」の考えを紹介している。例えば「第197回国会衆議院外務委員会議録第5号」（2018年12月5日）など。

⁵⁷ 前掲、真島理恵『利他行動を支えるしくみ——「情けは人のためならず」はいかにして成り立つか』、12頁。

⁵⁸ しかし社会心理学の分野においても間接的互恵がなぜ成立するのかということになると、証明する理論は未だ確立されていない。

た議論、またはそれに関連する議論は存在するであろうか。以下では「経済（開発）協力」や「国際教育協力」の分野においていくつかの論考を紹介する。

（2）経済協力和利他

経済（開発）援助を巡っては、この「利他」という概念またはそれに近い考え方を
用いた論考も数は少ないが存在する。前述の通りコンストラクティヴィズムは価値観
を含む観念的要因を国際関係論に導入したが、その分析枠組みを用いた経済援助をめ
ぐる議論において、この「間接的互惠」に基づく利他行動と思しき行動を以下のよう
に解説する。

経済的な新興国は、貿易自由化や途上国への援助・支援を次第に積極化する。
それが当面は自国の経済成長に負担となり、不利益になるにもかかわらず、であ
る。経済大国というアイディアは国際的に定着しており、経済大国は国際秩序を
支える貢献をすべきで、その自己犠牲が大局的には国際環境を安定化させ、自己
利益にも敵うとされている。⁵⁹（下線筆者）

そして、アイディアに基づいて自国のアイデンティティや利益を定義し直し、利益
認識を転換していった側面があるとして、経済大国に付与された行動規範というもの
がアクターに対して適切な行動をとるように方向づけていることを説明している。し
かし、ここではそもそもその行動規範やアイディアが、「間接的互惠」という人間、
そして人間から構成される社会に備わったメカニズムに基づいているという観点は語
られていない。国際関係におけるある特定の事象について、アイディア→アクター→
アイディアという連関を説明することはできても、そのアイディアの源泉は何か、さ
らには価値体系の中でどのように位置付けられるかといったことが解明されていな
い。

「利他」という概念を直接用いて考察を行った議論に大山の論考がある⁶⁰。大山
によれば、日本の開発政策を支える社会規範は1970年代には「利他」であったが、
2000年代になると「利己」へシフトしてゆき、2015年2月に発表された「開発協力
大綱」で政府の公式文書では初めて「開発協力の目的」として「国益の確保」が言及

⁵⁹ 前掲、大矢根聡『コンストラクティヴィズムの国際関係論』、11頁。

⁶⁰ 大山貴稔「〈利他〉から〈利己〉へ——日本の開発協力政策を枠づける社会規範の転換過程」『国際開発研究』第30巻第1号（2021年）。

され、「利己」的要素がより強くなったと指摘する。そして戦後の開発援助をめぐる言説を検証し後づけてゆく。1970年代には「利他」的な言説（日本国外の他者—相手国社会やグローバルな社会など—のためにODAを行うべきという言説）が前景にあったが、この「利他」的言説の形成にあたっては日本が大国とみなされ始めた時期を画期として、「外からの眼差し」によって平和国家と大国としての二つの主体化の一環として「利他」が醸成されていったと説く。前述のコンストラクティヴィズムの議論と合い通じる内容であろう。しかし、バブルが弾けて国内経済が低迷するに従って2000年代には後景に退き、「利己」的な言説（日本国ないし日本国民のためになるようにODAを行うべきという言説）が前景化していった。

大山は2015年の「開発大綱」について、「開発協力政策とは何らかの他者のために実施すべきものではないだろうか、そのような政策は『国益の確保』と距離を置くべきではないだろうか」という問いを立て、「国益」とは何か、「世界益」との両立は可能かという観点を提示し、さらには新大綱に明記された「国益」とはその実は「国家益」ではないかと問題提起を行なっている⁶¹。

大山が提示した戦後の経済援助政策における「利他」的言説の前景化と後景化の流れは、前述した文化協力のそれとパラレルであるとも言える。ただし、経済（開発）援助と「利他」、さらには「間接的互惠」との関係を考察する場合は、ある困難が伴うことに留意が必要であろう。日本ではそもそも欧米由来の「開発協力」ではなく「経済協力」という用語が用いられる。それは対途上国協力の歴史には、「経済協力は原則として民間の創意で行い、政府は必要な補助を与える」⁶²という民間主導型経済協力の伝統が色濃く反映しているからと説明されるが、この「民間の創意」には当然資本の論理、つまり物質的利益の回収を回避することはできないという課題がつきまとうと考えられる⁶³。

（3）国際教育協力と利他

国際教育協力は、現在では開発援助・開発協力の枠組みの中で語られることが多い。

⁶¹ 大山の論文以外に経済援助と「利他」に関する考察には「誰のためのODAか？——利他と利己の間で」（松本悟『世界』2014）がある。

⁶² 後藤一美「日本の国際開発協力を問う」後藤一美・大野泉・渡辺利夫編『シリーズ国際開発第4巻 日本の国際開発協力』（日本評論社、2005年）、11頁。

⁶³ 日本の経済協力の淵源である戦後賠償については、結局日本がやっていたこと自体は貿易推進だったとの証言（荒木光弥著『国際協力の戦後史』（東洋経済新報社、2020年）、38頁）も存在する。

近年においてこの分野について最も包括的な考察である黒田の『国際教育協力の系譜——越境する理念・政策・実践』は、東大出版会による「シリーズ『日本の開発協力史を問い直す』(全7巻)の第4巻として出版されている⁶⁴。本稿で取り上げている文化協力も開発援助・開発協力の中で語られることはあるが、国際教育協力ほどには主要なサブジェクトとは認識されていない。しかし文化協力と国際教育協力の淵源は同じで、1922年に国際連盟の下に設立された国際知的協力委員会に遡ると言われている。その後同委員会を母体に、1946年に国際教育科学文化機関(ユネスコ)が結成された。ユネスコの「教育」「科学」「文化」の中で、「教育」については特に開発援助の観点から国際社会における援助規範が広範に形成されて今日に至っている⁶⁵。

日本では1970年代になってまず文部省が国際教育協力の推進に乗り出すが、黒田は同書の中で1971年3月に刊行された『文部時報』における西田亀久夫大臣官房審議官による「教育こそ、日本が国際的な場面において最も非利己的な貢献ができる分野であることを再認識すべき時期に来ている」(下線筆者)という寄稿を紹介している⁶⁶。こうした言説が成立する背景は文化協力が前景で語られることになる文脈と同じものだが、その後両者の展開は異なってゆく。文化協力が外交政策言説の中で後景に退いていったのに比べ、国際教育協力は日本の開発援助政策との関連で語られることになり、国連や日本政府が参加する先進国主要会議などの国際会議においても主要課題として取り上げられるようになってゆく。またその施策においても実施機関として国際協力事業団(現在は国際協力機構)がイニシアティブを取ることによって多額のODAが活用されていくことになる。

同書では「利他」や「間接的互惠」といった概念を用いて分析を行っているわけではないが、黒田は国際教育協力を支える理論的支柱の一つとして「国際公益のための知識外交としての国際教育協力」という考え方を、James Knightの唱える「知識外交(Knowledge Diplomacy)」という概念を用いて紹介している。国際教育交流は、「国際的な自国の他国への影響力を増強すること・自国のみの利益を優先する『パワー』のアプローチを意図して行われているものもあるが、その多くはより相互的な利益や関係者全体の利益に資することを目的に行われている」⁶⁷と述べている。

⁶⁴ 黒田一男『国際教育協力の系譜——越境する理念・政策・実践』(東大出版会、2023年)。

⁶⁵ 例えばSDGs(持続可能な開発目標)の17の目標の内4番目に「質の高い教育をみんなに」が挙げられている。「文化」についてはこのSDGsでは触れられていない。

⁶⁶ 前掲、黒田一男『国際教育協力の系譜——越境する理念・政策・実践』、156頁。

5. 結びに代えて

本稿は日本の文化外交における政策言説について、「国際貢献」や「国際協力」の名の下で重視してきた「世界益型」の言説が後景化しているのは何故かという問いから始まった。

そこでまず戦後日本の文化外交をめぐる政策言説の展開について「利他」概念に注目しつつ概観した。そこで確認できたことは、「利他」概念を包摂する「世界益型」価値観を追求すると考えられる文化協力について、その価値観が確立され、日本の文化外交政策として一つの重要な理念として十分に内面化されることが結果的にはなかったということである。

その要因として筆者は「国益」概念に関する議論そのものに課題があるのではないかと考えた。そこで「国益」を検討するにあたり、NIのインタレストを「益」という訳語から解放し、「力の体系」や「利益の体系」以上に、それらを含めた「価値の体系」と捉え直し、「利他」という概念を分析のためのキー概念として導入した。そうすることで、「国際関係を国家間の力や利益をめぐる取引やゲームを超えてもっと人間的なものにできるのではないか」⁶⁸という問いに対して、一つの答えを見出すことができるのではないかと考えたからである。

文化協力に関する先行研究で、筆者が調査した限りにおいて内面化を試みるという意味において重要な視点を提供しているものに、総合研究開発機構（略称 NIRA）よる『NIRA 研究報告書 文化協力における民族と国家』がある。NIRA は 1974 年に官民共同出資によって設立された政策提言を主たる目的に活動しているシンクタンク⁶⁹であり、同報告書は 1991 年から 1995 年にかけて行われた調査を元に執筆された。文化協力に関する理念や意義といった基本的枠組みから始まり、様々な日本の取り組みを紹介している。そして「文化協力は、日本が行うことができる様々な協力の中でも、国家の形成や国民の統合に直接的に関与するものであるという点に特色を持っている。文化協力はこの作業を助けるところにその意義があり、自らも近代国家の形成過程でその問題に悩んだ日本が、自らの経験を誠実に見つめ直し、そこから他の国にも通じる普遍的なものを引き出したとき、初めて有効な文化協力を行い得る」⁷⁰と述

⁶⁷ 同前書、68 頁。

⁶⁸ 前掲、納家政嗣「序文 国際政治学と規範研究」、5 頁。

⁶⁹ 「総合研究開発機構法」を根拠に設立され、2007 年に組織変更により財団法人となり、2011 年に公益財団法人化された後、16 年に、公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構（略称：NIRA 総研）へと名称が変更された。

べ、最後に以下の通り提言を行った。

東南アジアを初めとする発展途上国の文化の振興や発展に対して、我々はあるような協力が可能か？それは日本ではまだ経験の浅い模索中の課題であり、従来の技術や経済を中心とした援助とは異なる新たな課題をもつ。また日本文化の紹介を中心としてきた文化交流とも、異なる課題をもつ。それは協力を受ける側の人々の心のありように直接関わる行為だからだ。ある場合には、それは協力を受ける側の心の痛みさえ伴う。そしてその心は、とりわけ国家が多くの民族によって構成されている場合、多様で複雑な様相をもつ。(中略)それはまた、自己のアイデンティティの確立を目指す途上国から、今後はますます日本に要請の増大する分野である。⁷¹

文化協力は、「協力を受ける側の人々の心のありように直接関わる行為」である。それは他者のアイデンティティの問題に触れる行為と言い換えることもできよう。では、何故人はそうした行為を行おうとするのであろうか。筆者はその理由の一つとして「主体」と「他者」との相互関係性のあり方に着目する。それは「他者があってこそ自己が生かされる」という相互関係性のあり方である⁷²。その関係性を明らかにして記述することに文化協力を考察する意義があると考ええる。「他者があってこそ自己が生かされる」という理念、または「間接的互惠」に基づく利他行動は、大規模な人間社会を維持してゆくために必要な行動であると考えられている。そしてそれは我々の社会を根本から支えるメカニズムであり、国際関係に一定の「共存のルール」(ブル)を与える鍵となるかもしれない。

筆者の今後の課題は、この文化協力という国際的な実践行動がどのように歴史的に展開し、果たしてそこに「間接的互惠」が成立してきたのか、その実践について分析を行うことである。それらを通して文化協力の重要性についてさらに検討を加え、「世界益型」価値観を「国益」の中にしっかりと位置づけ、国際社会に向かって改めて発信するために必要な理論的枠組みを提示してゆく必要があるであろう。

⁷⁰ 『NIRA 研究報告書 文化協力における民族と国家』(NIRA, 1995年), 7頁。

⁷¹ 同前書, 15頁。

⁷² 同様のことは例えば西田幾多郎によれば「我々は自己の中に汝を見ることによって我々の人格的統一というものが成立するといえることができる」(西田幾多郎「私と汝」『無の自覚的限定』岩波書店, 1942年)と述べられる。

Public Diplomacy Through Cultural Cooperation and National Interest in Postwar Japan: From the Perspectives of Global Interest and Altruism
by Tsutomu Suzuki

What values has Japan's postwar cultural diplomacy demonstrated to the international community? Cultural diplomacy is the process of presenting and sharing with the world the values of the Japanese people. These values can be categorized into two types: the "national interest type," which seeks to enhance Japan's global presence by increasing recognition and favorability, and the "global interest type," which aims to create universal value and contribute to world culture and welfare. However, in recent policy discourses, the emphasis on global interest, often framed as "international contribution" or "international cooperation," appears to have declined. Why is this happening?

First, I examine the evolution of cultural diplomacy discourse in postwar Japan. Cultural cooperation, linked to the pursuit of global interest and rooted in the concept of altruism, has not been fully established as a core principle in Japan's public diplomacy.

One reason for this lies in how national interest is understood. The concept is often reduced to "profit," overlooking its broader potential as a "system of values" that extends beyond power and material gain. By reinterpreting national interest and introducing altruism as a key analytical lens, I seek to explore whether international relations can move beyond mere power struggles toward a more humane and cooperative approach.

This paper argues that a renewed focus on global interest in Japan's public diplomacy could foster deeper international engagement, transcending the narrow confines of national interest. By integrating altruism and shared values into foreign policy, Japan has the potential to contribute more meaningfully to global cultural and diplomatic exchanges.